

承認第9号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和8年9月9日 提出

熊本県阿蘇郡西原村長 吉 井 誠

専第9号

令和8年度 西原村一般会計補正予算（第5号）

令和8年度西原村の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 18,535千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,161,096千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年8月31日 専決

熊本県阿蘇郡西原村長 吉 井 誠

第1表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19. 繰入金		525,635	18,535	544,170
	1. 繰入金	525,635	18,535	544,170
歳	入	合	計	
		6,142,561	18,535	6,161,096

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 商工費		88,062	18,535	106,597
	1. 商工費	88,062	18,535	106,597
歳	出	合	計	
		6,142,561	18,535	6,161,096

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳 入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
19. 繰入金	525, 635	18, 535	544, 170
歳 入 合 計	6, 142, 561	18, 535	6, 161, 096

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6. 商工費	88,062	18,535	106,597	0	0	0	18,535
歳 出 合 計	6,142,561	18,535	6,161,096	0	0	0	18,535

(歳 入)

(款) 19. 繰入金 (項) 1. 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 基金繰入金	350,383	18,535	368,918	1. 財政調整基金繰入金	18,535	財政調整基金繰入金
計	525,635	18,535	544,170			

(歳 出)

(款) 6. 商工費 (項) 1. 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源			
				国県支出金	地方債	その他				
2. 観光費	64,106	18,535	82,641	0	0	0	18,535	12. 委 託 料	18,535	阿蘇ふっこう割業務委託料
計	88,062	18,535	106,597	0	0	0	18,535			